

第1回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 議事録

日時：令和2年3月9日（月） 9:59～11:26

場所：中央合同庁舎第4号館 2階 共用第3特別会議室

出席者：高橋座長、生貝委員、石井委員、大谷委員、佐藤委員、宍戸委員、長田委員、根本委員、増田委員、森委員
内閣官房 副長官補付 木村参事官
情報通信技術（IT）総合戦略室 富安参事官、中田企画官
個人情報保護委員会事務局 福浦次長、佐脇参事官、池田企画官
総務省 行政管理局 三宅局長、吉開大臣官房政策立案総括審議官（併任行政管理局）、添田管理官、泉情報公開・個人情報保護推進室長
自治行政局 神門地域政策課地域情報政策室長

1. 開 会
2. 個人情報保護制度見直しの進め方（案）について
3. 質疑応答・意見交換
4. 閉 会

[資料]

- 【資料 1】 個人情報保護制度見直しの進め方（案）について
- 【資料 2】 いわゆる3年ごと見直しにおける検討の経緯について
- 【資料 3】 独立行政法人等の研究活動の円滑化に向けた取組について
- 【参考資料1】 個人情報保護制度の見直しに関する検討会の開催について
- 【参考資料2】 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの開催について

1. 開 会

（高橋座長） 定刻となりましたので、「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第1回を開催したいと思います。私、座長を務めることになりました法政大学の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様には御多用なところを、お一人これからお見えになると思いますが、全員にお集まりいただくことになりまして、誠にありがとうございます。

当検討会は、基本的には会議を傍聴可能とし、議事録についても各委員に御発言内容を御確認いただいた上で、ホームページに掲載する方針で運営したいと思います。もっとも、今回の第1回につきましては、足元の事情に鑑みまして傍聴を受け付けませんでした。議事録を速やかに公開することにしたいと思います。

2. 個人情報保護制度見直しの進め方（案）について

（高橋座長） それでは、当検討会における進め方や現在の取組等につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。まずは、内閣官房より御説明をお願いしたいと思います。

（内閣官房富安参事官） ありがとうございます。内閣官房でございます。

資料1を御覧いただけますでしょうか。「個人情報保護制度見直しの進め方（案）について」でございます。

1ページをお開きいただきまして、まず「検討の背景」でございます。

平成27年の個人情報保護法改正法附則におきまして、個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、保護に関する法制の在り方について検討するものとされたところでございます。

また、昨年12月に公表されております、いわゆる3年ごと見直しの制度改正大綱におきまして、民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で取り組むとされております。

2ページをお開きいただけますでしょうか。

このようなことを背景にいたしまして、検討の枠組みをつくらせていただいております。

左側に〈事務的検討〉ということで、個人情報保護のタスクフォースをつくっております。役割はここに書いてあるとおりでございますけれども、いわゆる法制の一元化の在り方、一元化後の事務処理体制の在り方について検討するとされております。

その下に、幹事会を置いております。審議官、課長級で構成させていただいております。

また、右側に本日、第1回を開いておりますけれども、有識者の皆様方に検討していただくということで、こういう枠組みでやらせていただければと思っております。

3ページをお開きください。

非常にざくっとしておりますけれども、「検討のスケジュール」のイメージでございます。

本日、設置いただきまして、夏頃までに中間整理案を策定いただきたいと思っております。

また、令和3年の、来年の通常国会に改正法案を提出したいと思っておりますので、ここは言ってみればスケジュールのピン留めということで、そこから逆算して作業を進めていくことになろうかと思っております。

4ページをお開きいただけますでしょうか。「検討の進め方」でございます。

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、また独法等個人情報保護法の3本を統合して1本の法律とし、個人情報委に一元的に所管させることを前提に、制度設計について御議論いただければと考えております。

また、ただいま申し上げましたように、来年の通常国会に改正法案を提出することを前提とさせていただきたいと思っておりますので、現行の縦割りに起因する不均衡や不整合を可能な限り是正することを目指して御議論いただきたいと思います。

例えばということで、例を掲げさせていただきますが、個人情報等の定義が異なっているですとか、各病院間でのデータ流通に係る法律上のルールが異なっている、あるいは、国立大学と私立大学で学術研究をしていただいておりますけれども、それぞれ例外規定の在り方が異なるといったところがございます。

3つ目の〇でございますけれども、今、申し上げましたタスクフォースである程度、事務的にも検討させていただきまして、それを次回以降、事務局において具体的な案を提示させていく格好で、それをたたき台として御議論いただければと思っております。

3ページのスケジュールに戻っていただきますと、本日設置いただきまして、来月にはそういう形で開かせていただきまして、来年の通常国会に法案提出を目指しておりますので、ある程度具体的な論点をどんどん提示して、そこについて御議論いただきたいと思います。

また、開催頻度につきましては、今度、座長と御相談させていただきますけれども、基本的には月1回のペースかなと思っておりますけれども、そこは必要に応じ場合によっては月2回という形かと思っております。

資料1につきましては、以上でございます。

(高橋座長) ありがとうございます。御質問等につきましては、後ほど質疑応答・意見交換の時間を設けておりますので、そこでまとめて受け付けさせていただきたいと思っております。

続きまして、個人情報保護委員会より、御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

(個人情報委池田企画官) それでは、資料2「いわゆる3年ごと見直しにおける検討の経緯について」、この横長のものにつきまして御説明申し上げます。

1ページ目をお願いいたします。

個人情報保護委員会では、いわゆる平成27年の改正個人情報保護法附則の第12条の規定に基づきまして、いわゆる3年ごと見直しの検討を進めてまいった次第でございます。

その中で、公的分野の個人情報保護制度の在り方は、検討の過程で多くの意見が寄せられた論点でございます。

下でございますのは、簡単に時系列で御紹介をしているものでございますが、2018年12月に当時委員長であった堀部政男委員長等の退任に当たりまして、申し送りとして「第一期を終えるにあたって」というものを公表いたしました。また、2019年1月には、「検討の着眼点」と題するものを公表いたしましたが、こちらにはこの論点は記載をしていなかった状況でございます。

その後、3年ごと見直しの検討を進めるに当たって、経済団体等のヒアリングの中で、この論点につきまして御意見を賜ったところでございます。

そういったことも踏まえまして、4月に当委員会で公表いたしました「中間整理」におきましては、「この論点に関する政府としての検討に際しては、委員会としても適切に対応していく必要がある」といった形で、公表した次第でございます。

その後でございますが、こちらの中間整理に対する意見募集ですとか、有識者ヒアリングでもこの論点について御意見があった状況でございます。

そういった状況も踏まえまして、10月でございますが、後ほど詳しく御説明いたしますが、地方公共団体等と懇談会を開催することを公表いたしました。

また、11月には「国・独立行政法人等の個人情報保護制度に係る検討の在り方について」、ここでございますように、「主体的かつ積極的に、スケジュール感を持って、検討に取り組む必要がある」といったことを公表させていただいた次第でございます。

その上で、12月でございますが、「制度改正大綱」を公表させていただきまして、そちらについてパブリックコメントをさせていただいたということでございます。

なお、我々いたしましたしましては、今通常国会への個人情報保護法の改正法案の国会提出を目指して、鋭意作業を進めているという状況でございます。

続きまして2ページ目をお願いいたします。

今、申し上げましたもののうち、「制度改正大綱」についてでございます。

こちらについては2つございまして、まず、「行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化」の部分でございます。先ほどの資料でも御紹介ございましたけれども、記載をさせていただいているものでございます。

また、3番といたしまして、「地方公共団体の個人情報保護制度」につきましては、懇談会の開催を踏まえまして、「実務的論点について地方公共団体等と議論を進めることとする」などとさせていただいている状況でございます。

3ページ目をお開きいただければと思います。

「制度改正大綱」につきましては、昨年12月13日に公表させていただきましたが、本年1月14日までパブリックコメントを実施させていただきまして、延べ889件の御意見を賜った次第でございます。

このうち、全体で42件、「官民を通じた個人情報の取扱い」に係る御意見を頂いた状況でございます。

詳細につきましては、別紙として添付をさせていただきますので、お時間があるときに御参照いただければと思いますが、便宜的に我々のほうでまとめた全体の傾向といたしましては、国、独立行政法人等に係る御意見といたしましては、行政機関、独立行政法人等と民間部門の法制の一体化を望む御意見が大半であったと認識してございます。一方、公権力性ですとか、独法等の自立性を尊重するなど、安易な一元化にならないように留意すべきといった御意見は頂いたところでございます。また、一元化に当たり、委員会の体制を充実すべきとの御意見もございました。

地方公共団体に関する御意見といたしましては、地方公共団体の個人情報保護について法律で一元化を求める御意見が多かったところですが、反対や慎重意見もあったところでございます。一元化については、横断的な利活用のためとする御意見が多かったところですが、ほか、各地方公共団体の負担軽減のためといった御意見ですとか、個人情報保護の対策の遅れる地方公共団体を押上げる議論であるべきといった御意見もあったところでございます。一方でございますが、地方自治を損なう統合には反対とする御意見ですとか、従来の条例による分権的法制を維持すべきとの御意見、また法律の統合について規律の緩い方に合わせた法制度を構築する場合には反対といった趣旨の御意見があったところでございます。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

先ほど申し上げましたが、当委員会では地方公共団体等と懇談会を開催することを公表いたしまして、昨年12月2日から開催をさせていただいております。

こちらでございますが、地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方については、必ずしもこれまで十分な検討がなされている状況にないのではないかと考えたところでございまして、その中でございますが、一方で地方公共団体につきましては、国や民間の個人情報保護法制よりも、一部の団体は先行して個人情報保護条例が制定されたという経緯がございます。また、現在、全ての普通地方公共団体で個人情報保護条例が定められているといった状況もございますので、こういったことも踏まえると、地方の御理解を得ながら進めることが重

要ではないかということでございます。

そういったこともございますので、まずは関係者による意見交換の場といたしまして、地方公共団体の個人情報保護制度について、地方公共団体ですとか、総務省の協力を得つつ実務的な意見交換を進めている状況でございます。

「3. 構成員等」といたしまして、東京都、神奈川県、山梨県といった都県ですとか、神戸市、和泉市、五霞町、那賀町といった形で、市町にも御参加いただき、地方三団体からも参加いただいている状況でございます。また、オブザーバーとして総務省の地域情報政策室にも参加していただいている状況でございます。

意見交換項目といたしましては、個人情報保護条例の法による一元化を含めた、地方公共団体における個人情報保護に係る規律の在り方などに係る実務的な論点について整理を行うこととしてございます。

現在ですが、こういった方針の下で、構成員団体から現状についてお伺いをするとともに、全都道府県、市区町村に対しまして、運用の状態につきまして調査を行っているといった状況でございます。

資料2につきましては、以上でございます。

(高橋座長) ありがとうございます。続きまして、総務省の行政管理局より御説明を頂戴したいと思います。

(総務省泉室長) 資料3を御覧いただければと思います。

「独立行政法人等の研究活動の円滑化に向けた取組について」ということございまして、私どもは昨年11月から文部科学省と一緒に研究会を開催しております。

「目的」といたしましては、官民でデータ流通の円滑化を図る上で、やはりこの学術研究分野は少し課題でございまして、官民で適用される法律ですとか、あるいは法律の解釈の違い等により、円滑なデータ流通が必ずしもなされていない、支障があるのではないかと御指摘もありましたことや、あるいは最近では国外とのデータのやり取りというものもございまして、この辺り、具体的な支障とか課題がどのようなものがあるのかということもまず洗っていききたいということで開催しているものです。

「構成員」としましては、当検討会の宍戸先生も入っていただく形で開催しております。

昨年11月に開催いたしまして、研究開発法人、国立大学法人等へのアンケート、ヒアリング等を実施いたしまして、第3回を3月に持ち回りした上で、具体的なニーズですとか支障を踏まえて、対応の方向性ということで、取りまとめを進めていきたいと思っております。

運用面でできることは工夫しつつ、場合によってはこちらにもまたフィードバックをしていくことになるかと思っております。

次のページをめくっていただきまして、ヒアリング・アンケートの調査結果から見えてきた課題ということで整理をさせていただいたものになります。

1つは、「共同研究における個人情報利用の必要性」ということで、特にパーソナルデータという医学系の分野であるのですけれども、それにかかわらず、やはり人文科学系の分野などでも、今後こういった個人情報の利用の必要性というのは出てきている。また、医学系の研究につきましても、特定個人の症状の変化を経年的に追っていったりということもございまして、いつ誰がどういう病気にかかって、どういう治療を受けたのかということ、ある意味、名寄せする必要も出てきているということで、匿名化された情報だけではなくて、やはり生のデータも必要になってくる場面があるという意見もございました。

また、1. (3)にあるとおり、産学連携の推進のためにいろいろな製薬とか食品ですとか、そういった様々な分野の企業との共同研究を行う中で、研究機関が収集したデータを共同利用する必要も出てきているということでございます。

その中で、2. のとおり、本人同意の困難性というところが指摘されておまして、共同研究での個人情報の利用につきましても、行政機関、独立行政法人等の個人情報保護法では、利用目的内で提供するか、あるいは利用目的外の提供という場合でありましても、学術研究目的等に該当すれば、特に本人同意は必須ではなく提供することは、可能な仕組みとなっております。

個人情報保護法では、特定の者との共同利用という条項に該当しますと、第三者には当たらず、本人同意は不要という仕組みとなっております。ただし、本人通知とか公表のような手続は必要になってきております。

そういう中で、医学系の分野につきましても、従前から医学系の倫理指針というものもございまして、この中では診療情報を医学研究に利用するに当たっては、本人同意を行う場合が困難な場合に、本人の通知または公表に加えて、オプトアウト的な機会付与をした上で、本人同意は不要という手続を取っているところです。

一方で、診療の段階で同意を取って研究に利用していくという中で、なかなか患者さんに対してこういった同意を取りづらいというような声も聞こえております。患者さんの同意を取った時点では、まだ研究の内容などが未確定な場合も多く、具体的にどのように研究に利用するのかということの説明しづらいということも、同意を取りにくくしている一因だと伺いました。

そして、【3 共同研究で本人同意を経していない場合の困難性（特に医療情報）】ということで書かせていただいておりますけれども、本人同意を取得していない場合というのは、5ページ目にフローをつけさせていただいておりますけれども、本人同意を本人に求めていなくて、その段階で本人同意を取るのが困難という場合であって、学術研究目的、あるいは特段の理由があると倫理審査委員会が認めた場合は、本人通知を行った上で提供できると、指針上はなっております。

ただ、実際に、倫理審査委員会の場でこういったところを審査するに当たっては、そもそも本人同意を得るのが本当に困難なのかどうかですとか、あるいはそうだった場合に学術研究目的なのかどうかとか、不当に本人等の権利利益を害するおそれがないのかどうかを見なければいけないのですが、やはり現場では、かなり萎縮していて、なかなか審査が通りづらいというような声も聞こえております。

また、それ以外にも民間企業との共同研究をするような場合、いわゆる研究開発的なものも学術研究に含むのかどうか判断に迷うですとか、あるいは共同研究で、共同研究先に個人情報を提供した場合に、その先での利用が不明なために、本当に本人の権利利益を害するおそれがないのかといった判断が難しいといった声があります。

この指針で書かれている要件というのは、※印で書いておりますけれども、行個法や独個法における目的外提供の要件を参考にしつつやっているところでもあるのですが、現場からの声からすると、もともとそういった研究というのは、法人の本来の業務として利用目的内として取り扱っているものだという認識で、共同研究というのは、法人の本来の業務を進める意味では欠かせないにもかかわらず、共同研究先に個人情報を提供する場合は、目的外という整理で提供せざるを得ないという声も聞こえたところでございます。

それから、4. にありますとおり、EUからの個人データの越境移転ということで、こちらも調べさせていただいたのですが、GDPR自体は去年の1月に発効したのですが、まだ現場では存在自体があまり広く認知されていなくて、個人情報法の対象である民間部門で認められている十分性認定が得られていないことによる支障が、まだあまり認識されていない状況かなと思えました。

実際にアンケート調査等でも、まだそういった海外とのやり取りをやっていないというところが多いことも、その一因であろうかと思えます。

ただ今後、特に医学系分野においては、こういった海外との共同研究というのは、行っていく必要がございますして、やはり一部の法人からは、実際に海外の関係機関とのやり取りの中で支障が生じているという声も聞こえてございました。

その声としては、やはりGDPRの十分性認定の対象でない場合は、SCC等の別途手続が必要になるのですが、そういった手続のための必要な弁護士などが、いろいろ相談したいのだけれども、公的部門に詳しい弁護士があまりいないとか、あるいは実際にEUの研究機関等と共同研究を行えるようにしようとすると、それぞれSCCを締結する必要があつて時間と労力を要するという声も聞こえています。

4ページ目ですけれども、これを受けて当面の対応ということで書かせていただいております。

今回は、医学系の独法のほうを中心に声を聴かせていただいたのですが、やはり今後、共同研究で利用していくということは医学系の分野にかかわらず、ほかの学問の分野でも言えるのではないかとということで、今回、私どもの所管でございますけれども、国の行政機関、独法における全体として共同研究での個人情報の利用に対しまして、相手方の提供というのは、もともと本来の事務・事業に必要なためにやっていることでありますので、そういった提供は利用目的に含まれますということも明示しますとともに、利用目的内の提供といった場合に必要となる、法人としてのガバナンスの仕組みを設けるなどしつつ、全体的な方向性というものを示していきたいと思っております。

その中でやはり課題として挙がっておりました、学術研究と研究開発。やはり研究開発も含めてほしいということなので、国の行政機関、独法が行うものというのは、相当程度の公益性を有するものでございますので、そういったことも踏まえまして、研究開発も含める形で、考えていきたいと思っております。

あとは、医学系の研究分野につきましても、共同研究の参加機関ごとに倫理審査委員会ですべて了解を取らないといけないこともございまして、こういったところももう少し簡素化できないかということも、引き続き検討予定ということになっております。

公的部門におけるGDPRの十分性認定、まだ公的部門はございませんけれども、やはり独立した監督機関の存在

というのも認定の上で重要な要素かと思しますので、こういったところも今後こちらの検討会やタスクフォース等の中で御議論いただくのかなと思っております。

私からの説明は以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。これで事務局からの説明は、終わりとなります。

3. 質疑応答・意見交換

(高橋座長) それでは、質疑応答・意見交換に入らせていただきます。ただいまの事務局の説明や今後の進め方につきまして、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。御意見のある方は、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。宍戸委員、どうぞ。

(宍戸委員) 東京大学の宍戸でございます。口火を切るという意味で、おおむね5点ほどでございますが、申し上げます。

第1に、総論的なお話でございますが、このたび政府におかれまして公的部門と民間部門の個人情報保護制度の可能な限りの一元化ないし権限の個人情報保護委員会への集約を検討されることは、誠に時宜を得たものと考えております。

これまでのデータの流通や利活用あるいは保護を考える際に、従来の個人情報保護法制は基本的には一個人ないし消費者、一国民と、一事業者ないし行政機関等が、一民間ないし行政のサービスという関係でつながるという局面を念頭に置いてきたものと思われませんが、今後のデータ駆動型社会にあつては、公的部門、民間部門が言わば並列する形、対等な形でその間で大量の個人データが行き来することがあると想定されていると考えられます。

そうだといたしますと、このようなデータ駆動型社会、データの利活用のためにも、公的部門だから民間部門だからということをお問はず、基本権としてのプライバシーないしデータ保護の権利を確保するための制度的、組織的な構えが必要であり、法制の一元化及び監督権限の一元化はそれに資するものであるだろうと思っております。

またそれは、データ保護法制の国際的調和、あるいは外国、国外事業者から見た場合の日本社会におけるデータ保護、利活用のバランスがどのように取られているのかを可視化、透明化する、そしてデータを呼び込んだりするという意味でも不可欠のものと思っております。また、この場においでの方はよく御承知のことでございますけれども、民間部門についてEUからGDPRとの関係での充分性認定が取られる場合に、民間部門だけ見ているのではなくて、民間部門から公的部門へデータが移っていく部分の局面はどうなっているのかということが、民間部門の認定を受ける、またその認定が2年ごとの審査で維持されるという上でも非常に重要なことであったことも、特にここで留意すべき点ではないかと思っております。

各論的なことがあと4点ほどございますが、よろしゅうございますでしょうか。

続けさせていただきますと、もちろん、この公的部門と民間部門の個人情報保護法制をそろえるときに、安易な一元化がよろしくないというのは、私もそのとおりでございと思います。

特に、公的部門においては、強制的に個人から、事業者を通じてということも含めて、個人情報が取得される場合がある。また、そこでは機微性の高い情報を取り扱うこともございます。その意味で、プライバシーの保護ということで、特別な配慮が必要な局面があることは確かでございます。

また逆に、公的機関が持つ個人情報の中には、形式的に個人情報に該当するから保護されるべきだというのはなくて、国民の知る権利あるいは正当な行政目的との関係で、公表ないし利用されるべき場面が、民間企業と異なって生じる場合もあろうかと思っております。

その意味で、安易な一元化は懸念があるわけでございますが、しかし他方で、これは少し鳥瞰して見ますと、いずれにしてもデータの利活用と保護のそれぞれの必要な考慮要素をバランスさせて、個別にきちんとした対応をするという意味では、民間部門と公的部門において差はないわけでありまして、要はデータの保護の利活用は結局のところ比較考量がきちんに行われるということ、きちんとした枠組みで確保する。そして、その比較考量がきちんとなされていらないのではないかということについて、きちんとした監視が行われる、そして必要な場合にはそれが是正される、最終的にはPDCAがきちんと回っていくことが必要である。この意味で、官民の間の個人情報保護法制の一元化は推し進められるべきではないかと思っております。

その際に、やはりこの個人情報保護法制と関連づけて公的分野で理解されてきました情報公開法制及びオープン

ンデータの施策との関連は、既に政府部内において検討されていることと思っておりますけれども、注意深く御検討いただければと思います。

次に、先ほど総務省から御説明がありました、研究目的での個人情報の利活用に関連しては、非常に的確な御説明を頂きましたので、ここでは簡潔に申し上げたいと思います。

1つには、やはり単なる閉じた狭い意味での研究というだけではなく、研究開発を見据える。つまり、公的部門の個人データが民間部門に行き、またそこで共同研究が行われた成果が、国民に商品やサービスの形で返ってくるといったような局面を念頭に置きますと、やはりそこでの個人データが不当な利用をされていないことをチェックする意味での権限の一元化は、有用ではないかと思われまます。

とりわけ、医療分野だけではなくて、昨今のコロナの問題もそうでございますけれども、人文社会系の研究において、個人データが利活用されなければいけない。それは、公的部門と民間部門におけるデータをくっつけてきちんとやっていかなければいけないし、またそれを横展開していかなければいけないということはもうはっきりしてきているところでございますし、このたび議論されている科学技術基本法の改正の中でも、そのような人文社会系をイノベーションで重視する観点が打ち出されていることから、このような制度整備はイノベーションを裏支えるものとして必要ではないかと思っております。

その際、既に先ほど行政管理局から御説明がありましたけれども、公的部門で、例えば公的な研究機関から民間の研究をする機関あるいは企業に個人データが行く場合に、それが不当に利用されることのないようにチェックをかけるようなガバナンスの仕組みを取るということでございますけれども、これはこの研究会でそこまで議論してきたわけではございませんけれども、私はそういった公的部門から民間部門へデータが行くときのきちんとしたチェックをかける、ガバナンスを支えるという意味で、権限の一元化あるいは法制の一元化がしっかりとした裏づけになるのではないかと思っております。

すみません。長くなっていますが、あと2点、申し上げます。

もう一点は、権限の一元化において、公的機関に対して、個人情報保護委員会からの監視が及ぶことになりますと、これは当然、議院内閣制の下で、そのような監視監督が独立した第三者委員会によって許されるのだろうかといった議論は当然、憲法論としてあり得るわけでありまますが、これも既に番号法において一定の解決を見ているところであり、今後の検討においては、むしろ必要な権限の調整について政府部内でもよく御検討いただき、この場でお示しいただければいいのではないかと思っております。

最後に、個人情報保護委員会からお話がありました、地方公共団体と国の公的部門、民間部門の権限の統一の関係でございます。

これは、必ずしもこの検討会のスコープというよりは、現在、委員会で持たれている懇談会での御議論があることは承知しておりますけれども、地方行政の在り方につきましても、「第32次地方制度調査会」で、私はそちらのメンバーもさせていただいておりますけれども、地域の行政の情報化、デジタル化が、今後の人口減少、高齢化社会において、極めて有用で重要な課題であり、そしてそれを促進していかなければならないといった、地方行政の在り方という観点からも、この個人情報、パーソナルデータの問題は、非常に重要な論点になってきておりまして、先般の小委員会では個人情報保護委員会事務局からも御説明いただいたところでございます。

同じような行政分野としては、例えば消費者行政については、国に消費者委員会があり、消費者庁があり、各行政機関に消費者行政を所管する部局があると同時に、地方公共団体が消費者行政について非常に重要な役割を果たしておられるといったことも、既に参考例としてあるわけでございます。

こういったことも、国と地方の関係を見据えながら、この検討会において公的部門と民間部門の間の法制の調整、あるいは権限の調整について議論していく視点が、当然のことですが必要ではないかと思っております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。それでは、引き続き御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員) 国立情報学研究所の佐藤でございます。事務局のほうで、現状についての的確にまとめていただきまして、我々としてもこの後、議論が非常にしやすくなったのではないかと感謝をしているところでございます。

多くのところは、既に宍戸委員から御意見がありましたので、あまり申し上げることがなくなりましたところなのですけれども、私は今の、いわゆる改正個人情報保護法のときも関わりましたし、今の行個法の改正のときにも関わったという立場なので、多少、技術屋ですけれども申し上げますと、宍戸委員もおっしゃったよう

に、法的に一本化というのは、正直に言いますと、ふだんデータの受け渡しをやっている立場からすると、規定が二重になるのは非常にづらいところがございます、していただきたいというところなのですが、一方で、行個法の改正のときの議論を少し御紹介すると、やはり行政機関、独個法というのは権力性を持ってデータを集めているところがあるので、単純に一元化をするというのが本当にいいのかどうか、そこが議論の分かれるところでございます。

私は、個人情報保護委員会でヒアリングを受けたときには、法執行に関しては一本化をすべきというところですが、いわゆる法律に関して一元化をすべきかどうかというのは、それはいろいろ見方があるという言い方で御対応させていただいたところでございます。

これは私の立場というか、ポジションのために説明したいところなのですが、申し上げたいのは、我々、私は国立情報学研究所というところで、SINET という学術機関を接続するネットワークを構築、運用させていただいているのですが、そのSINET 以外に、データのプラットフォームに相当するような、いわゆるアカデミアではなくオープンサイエンスという言い方をします。何を申し上げたいのかといいますと、今日頂いた総務省の資料の考え方ですと、組織間でも相対でデータの受け渡しをするというものが中心だったと思うのですが、現状は1つのデータプラットフォームにデータをいろいろな組織が、それは国立大学も私立大学も含めてですが、一緒に入れてしまうというふうに変化が来ていますので、相対ベースで考えていくと、多分もうついていけなくなっていくと思います。ですので、データプラットフォームにも一元化をすることを前提で法制度を考えていかなければいけないと思っています。

あと、補足事項として、これも宍戸先生が既におっしゃったので、繰り返す必要もないのかもしれませんが、ガバナンスと言いましょ、組織体制に関しては、現状、民間に関しては、個人情報保護委員会や総務省や経産省などいろいろ御尽力いただいて、プライバシーや個人情報に関わる企業のガバナンスの体制という指針を出されているところですが、実は独法に関してはあまりその部分がないところです。

実際問題、データをきちり守れるかどうかというのは、もちろん個々の担当者の法解釈、または執行によるところもありますけれども、やはり組織としての対応というのが必要ですので、この法改正の中に入れるかどうかは分かりませんが、何らかの形でガバナンスの体制に関しても、個人情報保護委員会を含めた形で検討していくことが必要と認識しております。

今の行個法の改正のときの観点で言いますと、実は情報公開と地方のところはやはり、なかなか結論が出ずに来てしまっていて、それで今回こういう形で宿題に残ってしまっているところがあるので、私どもが反省するところもあるのですが、情報公開法と個人情報保護法は、ある意味で兄弟の関係があって、片方をいじるともう片方もいろいろ影響するところですので、この検討会でも情報公開法に関してはちょっと留意をしていただければと思っております。

地方に関しても、自治行政局の委員をさせていただいていたところですが、ここもいろいろ御意見があると思っておりますけれども、主導されるのは地方公共団体ですので、その御意見を踏まえながら、適宜こちらの検討会に議論を入れていただきますと、我々もやりやすいのかなと思っております。

以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。それでは、引き続き御意見を頂戴したいと思います。石井委員、根本委員、森委員の順番でお願いしたいと思います。

(石井委員) 中央大学の石井です。既に宍戸先生、佐藤先生から御指摘があったところの繰り返しにはなりますが、せっかくの機会ですので3点ほど意見を申し上げたいと思います。

1点目は、全体の法制度に関してです。

個人情報保護法の立法は、1960年代頃から官を規制するという議論から始まったわけですが、日本に関しては、民間部門向けの個人情報保護法が突出する形で、立法論や解釈論が盛んに議論されてきたという感じが否めないと思います。

そうした状況への軌道修正を行い、官民を通じた共通ルールで骨太の立法を実現すること、それに対して、個人情報保護委員会がきちんと執行をかけていくことが、適用を受ける側にとっての法的安定性、それから宍戸先生からご意見がありましたように、国外に向けて、明快な立法体系に関する情報発信を行っていく上で重要であると考えております。

その際には、齟齬のある規定を個別に手直しをするのではなく、個人情報保護法制全体を貫く理念と、

諸原則に基づいた立法を期待しているところであります。

2点目は、確かにこの検討会のスコープの問題はありますけれども、地方公共団体の条例についての中長期的な在り方について、若干コメントしておきたいと思っております。

医療分野だけではなく、教育分野においても、サービスが共通するのに適用法令が異なるというのは立法時から指摘されてきたところであります。齟齬があると問題の生じる領域は確かに存在すると思っております。

日本の個人情報保護法制については、事務局の御説明にもありましたが、1980年代、1990年代頃から地方公共団体の条例が各地で制定されるということによって、国の立法化を推し進める力になったという経緯があります。ただ、国の立法が実現し、一定期間を経過した現在において、地方公共団体の条例の役割が一段落したと言えるのであれば、国の立法で一元化することもあり得るだろうと思っております。

ただし、国の立法で全体を吸い上げてしまうのか、地方自治を維持する関係で自治体に権限を持たせておくべき部分があるかについては、各論レベルできちんと検討しておくことが必要となります。

また、個人情報保護条例を統一するのであれば、情報公開条例だけでなく、公文書管理条例の見直しについても同様の問題が生じ得ると思っておりますので、そうしたほかの条例、関係する条例との整合性も必要とであろうと考えております。

3つ目は、学術研究分野についてです。

こちら資料に書いてあるとおりですが、EUからデータを受け取って研究するといった場合に、公的研究機関が民間と共同して研究を行うときに非常に関係が複雑になるという問題があると思っております。

実証実験レベルですと、個別の明示的の同意を取ることで越境データ移転については何とかできるかもしれませんが、規模が大きくなり複数回に及んでくると、十分性の及ばない範囲が出てきて、結局SCCなどのほかの手段も検討しなければならなくなるという問題はあるということだと思います。

そこで、これを機会に、官民一体的な規律を設けることで、十分性の範囲を広げていくことを目指すのが望ましいと考えられます。

ただし、EU市民である個人について、状況変化を名寄せして分析するといった研究が行われるのであれば、越境移転のソリューションを得たとしても、GDPRの域外適用の問題も出てくる可能性がありますので、そうすると、学術研究についてのGDPRの規定、例えば89条などの特例も見ておく必要があると思っております。

国内法的には、行政機関個人情報保護法の8条1項、独立行政法人等個人情報保護法9条1項の利用提供の制限について、特に目的内提供といった辺りでは、個人情報保護法とは異なる体裁、運用になっているかと思われるので、規定の集約化の際には、こうした点も解釈上の論点になりそうな気がしております。

以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。それでは、根本委員、お願いします。

(根本委員) ありがとうございます。経団連の根本でございます。私の所属する組織としては、従来から公的部門も民間部門も同一の法体系の下に置かれるべきだと、一貫した立場として主張をしてきておりました。なかなか理解が得られなかったところでありますが、今回このような形で検討が始まったことについて厚く御礼を申し上げます。

私どもが考えておりますのは、個人情報というのはあくまでも個人に関連するデータの集まりであるという観点からしますと、情報を持っている先に応じて、つまり民間事業者であるのか、国であるのか、地方自治体であるのか、独法であるのか等々、データを持つ主体によって規律が異なっていること自体が、おかしくはないかということでございます。

したがって、先ほど来、国が強権的に集めたデータ云々という立論が常に検討過程でなされるわけでございますけれども、データを提供した元の個人に戻ってみますと、それはあまり関係のないことであって、やはり同一の規律の体系に置くことが望ましいことなのではないかと考えてございます。

この議論は、既に個人情報保護法が導入された時点からいろいろあった議論でございます。今回、来年の通常国会というようなスケジュールをお示しいただいているわけでございますけれども、でき得る限り早めていただくのが望ましいと考えてございます。

正直申し上げて、独法までのことであれば遅いというのが、私どもの考え方でございます。少なくとも、来年の通常国会回しにするのであれば、条例まで含めて、2,000個問題を全面的に解決する法案をぜひお出しいただきたいと考えてございます。そのようなやり方をするのであれば、最後に御説明いただいたR&Dのお話というの

は、全て問題が解決いたしますので、この場において問題を解決していただきたいと考えているところでございます。

ただ、途中過程において、様々な課題が発生してくると思います。これは、法改正の技術上の問題等々出てくるかと思われま。その際であっても、やはり解釈権限の問題が非常に複雑になってきまして、これはリアルなビジネスをやる際にも困るという事態が生じますので、少なくとも全ての法律についての解釈権は、とりあえず個人情報保護委員会に全て統一をしていただきたいと思いますと考えております。すぐにでも法制化した上で、必要に応じて法律も一本化していくという体制で整えていただきたいと思いますと考えてございます。

幾つか、御指摘がございました。情報公開法等々のお話もございましたけれども、公が公開する個人の情報という範囲が、それぞれの主体によってかなり異なっている実態がございます。

また、当該個人が自分の情報が公にさらされているというか、公開が既にされていることも知らないという事態も大いにあるところかと思ひます。そういうところもきちんと世の中にお示しをするのも、今回の法改正の役割ではないかと考えているところでございますので、引き続き細かい技術上の問題で、具体的な制度論として次回以降、出てくると理解をしてございますので、またその際に意見を申し述べさせていただければと思ひます。

以上でございます。

(高橋座長) それでは、森委員、お願いします。

(森委員) ありがとうございます。

事務局からの御説明ありがとうございます。私は、御説明いただいた方針には、基本的には賛成です。また、よく各部門においての御検討をしていただいていると思ひました。重複を避けつつ、3点申し上げます。

まず第1は、統一化といいますか、そういったことを進める上でお考えいただきたいのは、各法制度における基本的な概念がそろっているかということがありまして、例えば典型的には同意みたいなものを引き合いに出すと分かりやすいと思うのですが、先ほど行政管理局から御説明いただきました研究活動における取扱いみたいな場面ですと、本人の同意を求める、求めないみたいなことで、同意を取るときに本人に「どうですか」と聞きに行って、「いいですよ」「悪いですよ」というのが想定されるわけですが、他方で個人情報保護法の医療・介護関係者ガイダンスの中には、利用目的の厳格な縛りはあるものの、院内掲示をしておいて、特段に留保がなければ同意を得られたものと見るという考え方もあります。

これは、どちらがよくて、どちらが悪いということでは全くなくて、そういったものがそろっている必要があるのではないかと思います。例えばほかにも、利用目的が特定されているかどうかとか、利用目的の範囲内か範囲外かということは、やはりそれが違っていると、なかなか法制度を考えていく上でも難しいですし、またその説明をされる国民もどう考えていいのか分からないということがあろうかと思ひます。

今、私がお話ししているようなことは、例えば個人情報保護法と行政機関法で、個人情報の定義が同じであるべきとかそういうことでは全くないです。その制度間で規制の対象なり何なりが違ふことは十分あり得る話ではあるかと思うのですが、そうではなくて、その中で使われる概念とか考え方とか、そういうものはそろっている必要があると思ひます。

そういう意味では、個人情報についても規制対象が違ふのであれば名称を分けると。匿名加工情報ではなくて、非識別加工情報にするとか、そういう考え方はあるかもしれませんが、そういった考え方をそろえることが、今回の検討見直しにおいては重要なのではないかと思ひます。

これが1点目です。

もう一つは、これはあまり重複を避けられていませんけれども、やはりガバメントアクセスについて考えていただくべきではないかと思ひます。これは、そういう一つのカテゴリーとして見ていただいたほうがいいのではないかなと思ひていまして、宍戸先生からいろいろお話はありましたが、やや各論に入ると、刑事訴訟法で捜査関係事項照会のようなことがなされるわけですが、その後、それは各警察によって管理される情報ということになると、これはその条例の下に入ってくるのではないかと思ひますので、必ずしも所管の一元化によって解決する話でもないのかなという気もしております。

他方で、地方の警察は、場合によっては警察庁の監督を事実上受けているような面があったりするわけですので、そのガバメントアクセスというのは、難しい一つの論点として、一つ考えていただく意味があるのではないかと思ひます。

多分、それはGDPRの十分性認定との関係でもその論点になったことですし、これはある意味では対外的にも日

本の宿題であるということなのかなと思っています。

以上、ガバメントアクセスが2点目です。

3番目は、条例のことです。粒度がまちまちなことを言って申し訳ないのですけれども、条例に関しては先生方からも御意見がありました。私の具体的なジャストアイデアをたたき台として申し上げておきますと、なかなか法律でばかんとやっちゃって、これが皆さんの条例ですよと、その場合条例ではなくなるわけですが、その自治体のルールはこれだとできるのかとちょっと思っています。若干腰が引けているのかもしれませんが、いろいろな条例がある中で、標準的なものはどういうものなのかを出していただいて、それは少なければ少ないほうがよくて、3パターンみたいなことを言われていますけれども、3だとちょっと多いような気がします。できれば1つで、標準条例ですね。そしてその標準条例との差分について各自自治体に御検討いただいて、その差分の御説明をしていただくということですね。もちろん、差があっても、私の考えとしてはいいと思っています。デフォルトと言ったら怒られますが、標準様式からの違いについて、それはうちの自治体としてはこうだからということで御説明をしていただくのがいいのではないかなと思っています。

私は、懇談会も非常に適切に進めていただいていると思いますけれども、個人的に直面する問題としては、データ連携ができないとかそういうことよりも、自治体とやり取りをさせていただいたときに、片や東京都のように非常に大部なコンメンタールを持って、「これでやっていますよ」と、「それがどうしたんですか」というところがおられる一方で、「この条項はどういう趣旨ですか」とお尋ねしても、「そんなことを聞かれても困ります」ということを言われる場面もあるわけですので、そういったことを避ける意味でも、先ほど押し上げみたいなお話もありましたけれども、今、申し上げたようなことが一つのアイデアとして、御検討いただけるのではないかと思います。

以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございました。それでは、あと順番に生貝委員、そして大谷委員、最後に長田委員、お願いします。

(生貝委員) ありがとうございます。既に出ました先生方の御意見と、どうしても重なるところばかりになってまいりますけれども、手短かに3点ほど、コメントを申し述べさせていただきたいと思います。

1つは、3法の一元化集約というところに関して、私自身、非常に賛同するところでございます。

これといいますのも、これまでの御意見にいずれも賛成でございますけれども、一つ加えるのであれば、もともと個人情報保護委員会というものの一つの大きなモデルになりました、欧州のデータプロテクションオーソリティーが独立した形態を取っているというの、やはり本来は政府機関の取組に対してしかるべき立場から関与していくということをもそも念頭に置いてつくられているものであって、我が国においてもそうした意味での、基本権としての個人情報やプライバシーの保護というものをどのように考えていくのかという趣旨にも、大変合致するところであるのかと思います。

なのでございますけれども、繰り返しお話にも出ておりましたとおり、安易な一元化といったようなものを避けるという観点からは、公権力の行使ということも含めて考えなければならない部分というのは多いと思います。そういったときに、できる限り官民の規定を合わせて、データの保護、そして活用の両面を担保していくという観点からは、既に森先生からもございましたとおり、例えば個人情報の定義ですとか同意ですとか、基本概念をどこまで合わせられるのかといったような観点から考える道もございましょうし、あるいは公的な団体であっても、それこそまさに公権力に関わるようなところ、治安ですとかナショナルセキュリティーのようなところもあれば、大学や病院でございませうとか、もしかすると、私自身関係が深いところでは美術館や博物館なども入ってくるのかもしれませんが、それらを分けて考えるという道もあるのだと思います。

私自身、私立大学、国立大学、大学共同利用機関法人に勤めたこともございますけれども、やはりやっていることは本質的には変わらない。そういったようなところに関して、例えば優先的に一元化を積極的に考えるでありますとか、果たして進めていく上で何のプライオリティーが特に高いのか、そして、本来の違った規律を設けることの意義というのは果たして何なのかというような、両方の観点から既存の法体系というものを見直して、しかるべき形というものを探っていくことが望ましいのかなと考えている次第です。

そして、次に2点目でございますけれども、これも幾度かお話に出てきたところでございますが、GDPRの充分性認定というのは、今、得られていないところを含めて積極的に考えていく必要は、特にこのタイミングで見直しを行うということであれば、相当程度、念頭に置く必要があるし、実際に置かれているのかなと想像するとこ

ろでございます。

そのときに、GDPRの規定そのもの、あるいはそれに関する文書というものをしっかり見ていく必要はございますけれども、公的機関に関しても、あるいは学術研究等に関しましても、ヨーロッパのほうも完全に官民を一体に併せているというわけではなくて、様々な除外規定ですとか特例規定というものを設けまして、現実の必要性に合わせているわけでございます。

そのことを、実際の各国の国内法というものも、当然、既に出そろっておりますので、しっかり詳しく見ながらどのような対応をすることが、我が国にとって無理がなく、そして国際的な通用性があるのかという両面から、しっかり考えていく作業をこの場でやることの意義は大きいだろう、これが2点目でございます。

それから3点目といたしまして、やはり地方公共団体との一元化という論点でございます。

このことは、今まで出てきた論点にもある通り、地方自治の本旨でございますとか、あるいは地方の実情、特性というものをどのように担保していくのかといったような難しい問題があるかと思えます。

他方で、これは既に識者からも指摘されているところであって、森先生のお話にも近いところがございますけれども、例えばGDPRの規定といいますのも、日本でいう地方公共団体を含めて、原則EU全体で国を超えて一本化するという作業を行ったわけでございますけれども、それぞれの国ですとか、あるいはそれぞれの公などの任務に合わせて、上乘せでありますとか、横出しでありますとか、そういう規定を置くことを許しているわけでございます。

また他方で、アメリカも州の独立性というのを、日本の地方自治体よりも相当程度高く維持しているわけでございますけれども、その独立性を尊重しながらの法制の一本化に向けた作業というのも、今まさに、まだ法案の検討段階ではございますけれども進められているところです。そういった、デフォルトの部分をしっかり合わせながら、果たして地方自治の本旨と実情を担保することの本来の必要性というものは何で、そして実際に、全国的なデータの保護と流通の促進というものを図っていくために、どのような措置が取れるのかということ、各国の知恵を見ながら、考えていく価値というのは非常にあるのだらうと思えます。

一つ、少し3点目について付け加えますと、実際的な必要性というところでは、これまでも再三、例えば医療・福祉や災害時の準備対応でございますとか、様々な形で指摘されてきたところがございますけれども、私も少し関わっているところで申しますと、宍戸先生が最初におっしゃった地方自治体のデジタル化というものがこれから極めて大きくなっていくところとの関わりで、例えば地方自治体等でも、大学や医療ですとか、そういった分野ごとの対応というものも考える必要があると思えますし、それに加えて例えば、初等中等教育のクラウド化といったようなことも、特にこれから数年間で非常に大きく進んでいくところであらうと思えます。

地方公共団体が設置するところの学校の児童や生徒さんに関する情報というものを、民間の様々なクラウド事業者さんに預けて、これまでよりも高度な教育というものを進めていかなければならない中で、これは事業者様が法制の違いに分かりやすくちゃんと対応できるのかという負担の側面と、それから児童や生徒のプライバシー、個人情報の保護という側面からも、果たして法制や執行が今のようになればらになって、十分に対応できるものであるのかという、その両面から考える価値がある部分なのではないかなと思えます。

少し長くなりまして恐縮でございますが、以上です。

(高橋座長) それでは、大谷委員をお願いします。

(大谷委員) 日本総研の大谷でございます。お話ししたいと思っていたことの大半を、先生方に既にお話しただいておりますので、私も多少重複になりますけれども、今後の進め方について申し上げておきたいと思えます。

このテーマでの議論が始まるということの御説明を頂いた際に、やはり形式的な面で統合することそのものは、技術的に恐らく難しくないのだらうと思っておりますが、実質的な部分で実際に今、各制度の間で生じている不均衡や不整合を共通化することについては、それなりの困難が伴ってくるのだらうと考えているところです。

といいますのも、それぞれの制度の背景となっている制度運用の目的というのが、それぞれ違っているところがあると思っているからでございます。現在、可視化されている不均等や不整合について、今まで既に各委員の先生方が御指摘になったことなど、恐らくタスクフォースも含めて可視化の作業はほぼ完了していると思われるのですが、その中で一元化していくことが望ましい、いわゆる意味のない違いというか、これから意味をなくしていくべき違いということ、それから不整合や不均等そのものに意味があって、それを同じ形なのか、形を変えてなのか、残していかなければいけないものを峻別していく作業が、これからどうしても必要になってくるので

はないかと思っております。

そのときに、どのような観点で意味の有無というものを探していくのかということでございますけれども、冒頭で宍戸委員がおっしゃったような海外から見た違いであるとか、それからデータ活用の観点ということももちろん大きいところだとは思いますが、やはりデータ主体である本人から見たときに、個人のプライバシーが保護されているかという観点を第一に置きながら、それを判断していくことが望まれるのではないかと思っております。

その点でも、やはりこれまで行個法で取り扱っている個人情報行政手続を円滑に進めるという観点も含めて、権力性のある情報収集のされ方をされたものがあると思いますので、個人情報の定義に表れている違いというのは一定程度、意味があるものだと認識しているところですので、そここのところの扱いについては、また慎重にしていける必要があるかと思っております。

また、地方公共団体の取組ということでは、また別な取組になるかと思いますが、対話を重ねていくことが必要だと思っておりますけれども、これまでに総務省などでアンケートを取られて、どのようなパターン条例があるかということをお覧いただききたわけなのですが、それを見ていきますと、例えば個人情報の中にそれと同等の保護を与えるものとして、死者の情報の取扱いについて定めておられる自治体が多数ございます。

その意図というのも、生存する方のプライバシーに関わるので、併せて保護したいということと、あとは一般の敬愛追慕の情みたいなものを保護するという観点もあろうかと思ったり、あとは技術的に生存されている方と死者の方というのは峻別しづらい場面が幾つかあるということで、技術的にそれを分けづらいということなどもあったかと思ったり。

そのようなことも含めると、可視化できているものだけでも多数のものが出てくるかと思っておりますので、それを切り分けていく作業をこれからせざるを得ないのではないかと思っております。

その作業の行方ということですが、目的としては個人情報保護委員会、個人情報委のところでのどのような監督を及ぼすのかということが必要かと思っておりますけれども、やはり全てについて個人情報委にお任せするというのは、物理的にもかなり厳しい、体制を拡充していただいても難しいと思っておりますので、体制の充実に加えて、優先順位が高いものについての官民のデータ全てに適用されるデータ活用のための、例えば同意を求めるデュープロセスのガイドラインですとか、それから保有個人情報を各機関が一般に公表するためのデータのプラットフォームといったものの整備など、そちらなどが優先的に取り組むべきテーマではないかと考えているところではあります。

法制化の検討の中でも、それを視野の一つに入れながら進められればと考えている次第です。

以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。それでは、最後に長田委員、お願いします。

(長田委員) 各先生方からいろいろな指摘を頂きました。その中で、今回この検討、一元化というものに意味があるということは、私も理解はしております。ただ、先ほど根本委員が、相手先によってルールが違うのはおかしいのではないかと御指摘がありましたけれども、そこはそうではないだろうと考えています。

その上で、今回のこの検討の中でぜひお願いしたいと思っておりますのは、我々普通、一般個人として、国民みんなが個人情報とは何なのか、個人データとは何なのか、この法律でどういうことが守られているのかをきちんと理解しているのかと言え、まだまだそれは思い込んでいるだけで、実は一人一人がもし語って見たらかなり違うのではないかなというレベルなのではないかと思っております。

この議論の中で、統一できるもの、きちんと確認できるものは確認しつつ、その上で相手先によって強権力で捉えたデータの場合はどうなのかとか、こういう目的のときに使われる場合は統一のルールというようなものが、きちんと整理されていけばやっとなりやすくなるのではないかなというのを強く期待しておりますので、来年の通常国会ということで先が決まっていますという御説明はありましたけれども、そこに向けて、何とかそれに間に合わせるために、やっつけ仕事ではない丁寧な検討を、特に国民目線というものを忘れずに検討していくべきだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(高橋座長) どうもありがとうございます。それでは、増田委員、お願いします。

(増田委員) 最後になりましたけれども、私からは住民に一番近い立場にあるのではないかなと思っておりますので、そこからの意見をお伝えしたいと思います。

住民は、行政機関へ個人情報を提供するという意識なく提供しておりますので、基本的な生活のインフラを使うためには当然出すものと思って、提供していると思います。私は消費生活センターの勤務をしておりましてけれども、例えば消費生活センターが消費者トラブルを解決するに当たっては、その方の収入であるとか病気やそれから判断力の程度、生活の在り方など詳細な情報を得て交渉したりしますけれども、それを個人情報という認識を持って提供しているわけではないと思います。

そう意味からすると、複数の事業者の中から選択できる民間の事業者に対して提供する個人情報の性質とは、やはり違うのであるということをもまず理解していただきたいと思います。

一方で、消費者安全法という法律の中で、高齢者の見守りを推進するに当たって、自治体間で個人情報のやり取りができるようにするという、個人情報保護法のハードルを下げた部分があるわけなのですけれども、見守りネットワークをつくるに当たって、私どもが自治体の方に対して講座を行ったりということがありますが、その辺のところの理解を十分にしていただけないようなこともありました。また、若年者の消費者問題を解決するためにある県の教育長に対して、消費生活相談の広報をしていただきたいということをお願いしたときに、やはり生徒の個人情報の取扱いについて非常に懸念を持たれたという経験もございます。

そうしたことから、自治体において、いわゆる個人情報の考え方について違いがあって、その人の生活を守るために、どうしても必要であればやり取りができるべきであるというところの理解というのが一定ではないというところも、実際に感じているところです。

災害時のこともありますので、今回の会議の方向性については、基本的には賛成しておりますけれども、今、長田委員がおっしゃったようなことも含めて御検討いただきたいと考えております。

以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございました。一通り、委員の先生方から御意見を頂戴しました。

資料1の2ページに記載されている方向性で御検討いただくことについては、基本的には一致していると拝聴させていただきました。ただ、そうはいっても、具体的な制度設計に当たっては、様々な御意見を頂戴したいと思います。

例えば、政府が集めている情報の特殊性をどう見るのか。法律に基づいて収集しているのだということとか、公権力性を持って収集しているとか、機微な性格を持っているとか、そういうところをどう考えるのか、実質的な違いをどういうふうに調整していくのかということも、御指摘いただいたと思います。

大谷委員のお話には、私も賛同していて、意味のないところをきちんと調整していく必要があるというのは、委員に共通したお話だと思います。そういう方向でこれから制度設計を議論していくのだと思いますが、他方で政府部内の法令解釈権のお話ですとか、これから具体的に詰めなければいけないところもあると思います。

さらに、地方公共団体について御意見を頂戴いたしました。この点については見直しの方向性においては、現段階では地方公共団体と個人情報委のほうで議論を詰めていただくことになっている、と受け止めさせていただいております。

したがって、今日、根本委員から強い御意見も頂きましたし、他の方から様々な御意見を頂戴しましたが、これらの意見は個人情報委のほうで地方公共団体に、意見交換においてお伝えしていただければありがたい、と思っています。

私のほうから勝手な整理をさせていただきましたが、追加でほかはいかがでしょうか。どうぞ。

(根本委員) すみません。私の発言が、まさか長田委員と増田委員から否定されるとは思いませんでした。この御両者だけからは支持されると思っていたのですけれども、個人を起点を考えることを消費者関係の皆さんは反対であるということなものですから、どうしようかなと考えるのですが、ちょっとそれはまた別の機会に、きちんと考え方を整理してもう一回お話をさせていただければと思います。

ただ、最後、高橋先生のほうからございました、公権力によって集められた個人情報という情報の特殊性があるという考え方については、私どもはなかなかそこがちょっと理解しづらいところでございます。

例えば、今、増田委員から御指摘がございました所得についての情報について、当然、公のほうは持っているわけでございますけれども、では民間が持っていないかということ、実はある程度は持っているわけでございます。本人同意があって取得したものというものも当然持っております、では同じ所得に関する情報の規律の仕方が公と民で異なっているのかということも問題提起させていただきました。

「いい」というのが、御両者の御意見だったので、これはどうしようかなと思っているのですけれども、その

ほかの機微情報についても、いろいろな事業者がいろいろな形で偶発的に入手してしまうケースもございます。そのときのハンドリングのルールというのは、個人情報保護法にのっって当然やりますし、当然必要でないものはどんどんデリートしていく形になりますけれども、その同種の情報のハンドリングのルールが、あるいはストレージのルールが異なっているのかという問題提起をさせていただきたかったということだけ、ちょっと付言をさせていただきたいと思います。

(高橋座長) その点いかがでしょうか。どうぞ、長田委員。

(長田委員) 御説明いただいて、ちょっと分かりました。ただ、やはりどういう場合にその情報が、もしかしたら提供したくなくても取られてしまう情報というのが公的な機関の場合はあると思うのですけれども、そういう捜査とかもあって、そういうことも念頭に持っていたので、おっしゃったその説明は分かりましたから、また今度少し、丁寧に説明していただければいいなと思います。

以上です。

(高橋座長) いかがでしょう。ほかに付け加えてお話しいただきたい点があれば、今後の検討に当たってもいろいろと参考になると思いますので。宍戸委員、何かございますか。

(宍戸委員) 根本委員のおっしゃることは、私もよく分かるつもりでございます。つまり、個人を起点にして考えると、個人の持っているデータに関する権利利益という観点から申しますと、直ちに保有主体が公的機関か民間部門かによって、同じ情報について保護の程度が異なるのは、やはりこれはおかしいだろうと思います。

他方で、公的機関は、普通は個人情報を持っていないことが多い。でも、持つときには法律による行政の原理の下で、何らかの根拠で持つというときに、個人情報をみだりに変なことに使わないという条件の下で、強制的に機微な情報を取得する場合があります。言わば、その意味で経路依存的な場合もあろうかと思えますけれども、情報の内容だけではなくて情報の性質、それから個人情報保護の場合にもう一つ考えなければならない、情報の取得や利活用の文脈あるいは方法の問題もあろうかと思えます。そして、それについて一般にこれまででは、公的部門についてはどちらかといえば、厳しめに倒してきた。ただ、現実に公的機関が持っている情報の中には、権力的に取得しているわけではない情報もあれば、まさに根本構成員のおっしゃったように、民間部門において普通に扱われているような情報、そしてそれほど文脈を気にしなくてもいいような情報について、ただ公的機関が持っているからということで、利活用とか保護の水準が異なるというのもやはり考え物だろうと思います。

その意味では、1回、個人情報保護のベースラインの部分統合した上で、プライバシーリスクとの関係で、保護ないし利活用の在り方を考える。その意味でも1回、公的部門と民間部門をならすのだけでも、他方で差し当たりのベンチマークとして強制的に公的機関が取得するような情報については、少し慎重な配慮が必要である。そういった辺りから少しずつ議論を詰めていくのが適切なのかなと、お話を伺って感じたところです。

差し当たり、以上です。

(高橋座長) どうもありがとうございます。森委員、どうぞ。

(森委員) ありがとうございます。今のお話で、宍戸先生のおっしゃったとおりなのですが、1つはやはり経路がおっしゃったように違うということで、強制的に取得されてしまうことがあり得ると思えますし、それにもう一つ、利用のされ方による本人への影響というものも、政府と民間事業者では違うのかなと思えます。

これは、もともと政府に対して、プライバシーというものを強く警戒をするものであるわけで、これは恐らくはこの国でもそうだと思いますけれども、ちょっと雑談になるかもしれませんが、最近では、データを持っている主体が誰かということに着目して、規制が違って当然だという考え方も出てきているのです。同じ民間事業者であっても、あるものについては厳しく律せられるべきであって、あるものについてはそうではない。

実はこれは、もともと国と私人との間でルールを区別してきたところの理由は何なのだと突き詰めて考えたときに、国に匹敵するような影響力を持っている。場合によっては、そのある特定の、私のスマートフォンにだけ特定の情報を出すことができるというような場合には、それはその国にも匹敵するような影響力を持っているわけですから、どのような影響力を持っているかによって、記述を違えるということは十分あり得ることかなと思

います。

(高橋座長) どうもありがとうございます。それでは、佐藤委員、どうぞ。

(佐藤委員) 私も、ちょっと先ほど意見で申し上げました、やはり公的機関というのは権力性を持ってデータを取っているというところ、これはやはり考慮しなければいけない点だと思います。

一方で、我々学術研究をする立場ですと、研究用のデータというのは私立大学と国立大学で違いがあるかというところ、ないところがあって、まず一旦、一つの考え方として規定の共通項を、まずある程度のベースラインを決めるという考え方もありますけれども、データのいわゆる取得経緯も含めて、権力性を持って取ったデータなのか、単に学術研究目的で取ったデータなのか、それに関しては生員委員からもありましたけれども、データに関して分けて考えるというのも一つの方向性かと思えます。

あともう一つ、この議論全体で気になる場所として、行政機関や独法の個人情報のつくりというのは、我々技術屋から見ると、必ずしも民間の個人情報保護法と比べて厳格なのかと言われると、やや疑問のところもあって、それはどういうことかといいますと、行政機関、独法なのできちんとやるだろうということは大前提になっていたところがあって、そこを踏み込むのかどうか。ある意味で今は、法体系が違って行政機関、独法がきちんとやりますという立つつけの上でできていますけれども、それは統一をすることになると、実はそのところも縛らなければいけないところがあって、そうするといわゆる本当に行政執行上いろいろ問題が出てくると思いますので、その辺もバランスをよく見ていただければと思っております。

以上でございます。

(高橋座長) どうもありがとうございます。では、森委員、どうぞ。

(森委員) ありがとうございます。今のは重要な御指摘だと思いますので、一言だけ申し上げますと、佐藤先生や生員先生が、国立大学と私学で変わらないと、大学を念頭にお話をされているのに対して、私はそういう場面ではなくて、むしろ警察による情報の取得みたいな、例えば監視カメラを警察が設置した場合と、コンビニが設置した場合で裁判所の判断が違うみたいな、見ている場面が結構違ったりしますので、こういう議論のところではそういうことも注意してお話を進める必要があったかなと思ひまして、今のはそういう意味でも貴重な御指摘かなと思ひました。

(高橋座長) どうぞ。

(根本委員) 申し上げたのは、先ほど所得という例を申し上げましたけれども、同種のデータについての保護水準の違いがあつていいのかという課題提起をさせていただきました。

今、森先生からございましたように、例えば犯罪履歴のようなものは、当該個人のものであつても開示をされないということになっていると思います。そういうハンドリングが行政によって、リジッドに決められているもの、これはその取り扱いを別途考えなければならぬと思うのですけれども、同じデータについて、官と民で違ってよろしいかと、入手したパスによってハンドリングが変わるのですという法体系は、何となくおかしくありませんかという課題提起をさせていただいているということでございます。

(高橋座長) そこは、これから議論していきたいと思ひます。公権力性といっても、税みたいに、刑罰による間接的な威嚇で徴収しているものもあれば、検察のような形でまさに公権力で取得するようなものもあつたり、さらに言うと、国が契約的な形式で取得したり、法律に基づく取得といつてもいろいろな形態があると思ひます。その辺を、公権力とは一体何なのだというところを、法制的に、それぞれの場合我々は何を考えているのかということもきちんと詰めることも、重要な課題だと今、受け止めさせていただきました。

あとは、地方公共団体について、私、若干ラフなことを申し上げました。決して地方公共団体の条例について、この問題について我々に関心を持たなくていいということではございませんので、議論を進めていく中で随時、地方公共団体のこの問題についての取扱いについても、積極的に御発言いただきたいと思ひます。

そして、これらの意見を、ぜひ、その都度、個情委のほうで伝えていただくという方向で、これから議論をさせていただければありがたいと思ひています。事務局、議論の整理としてはそのような形でよろしいでしょうか。

(内閣官房富安参事官) はい。

4. 閉 会

(高橋座長) それでは、時間も参りました。初回から活発な御議論を頂きありがとうございました。

ただいまの皆様方の御意見を踏まえまして、事務局におかれましては次回、第2回に向けて検討の方向性の御整理をお願いしたいと思います。それでは、以上をもちまして、「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第1回を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

以上